

# (介護予防) 短期入所療養介護重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日現在>

1割負担者用

## 1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 熊南会
代表者名	細谷 和生
所在地・連絡先	(住所) 熊本市中央区南熊本2丁目11番1号 (電話) 096-371-5111 (FAX) 096-372-2205

## 2 事業所（ご利用施設）

施設の名称	介護老人保健施設 南楓苑
所在地・連絡先	(住所) 熊本市中央区南熊本2丁目11番1号 (電話) 096-371-5111 (FAX) 096-372-2205
事業所番号	4350180073
施設長の氏名	恵美 加奈子

## 3 施設の目的及び運営方針

### (1) 施設の目的

当施設は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、一定期間、(介護予防)短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする

### (2) 運営方針

- 1、当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、(介護予防)短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、生活の質の向上及び利用者の家族の介護負担軽減を図る。
- 2、当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3、当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4、当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5、サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項に

ついて、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

- 6、利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) その他

事 項	内 容
(介護予防) 短期入所療養介護計画の作成	担当の介護支援専門員及びスタッフが、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、(介護予防) 短期入所療養介護計画を作成します。
従業員研修	年12回、職員教育の研修を行っています。 (各種学会発表及び施設内外研修参加)

4 施設の概要

(1) 構造等

敷 地		1 9 0 7 m <sup>2</sup>
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造5階建
	述べ床面積	3 4 9 6 m <sup>2</sup>
	利用定員	7 5 名

(2) 療養室

療養室の種類	室 数	面積	備 考
特別室	2	2 1 m <sup>2</sup>	電気コンロ、冷蔵庫、応接セット、トイレ、洗面台、電話、整理ダンスを設置
一人部屋	5	1 6 m <sup>2</sup>	応接セット、トイレ、洗面台電話、整理ダンスを設置
二人部屋	6	1 9 ~ 2 1 m <sup>2</sup>	洗面台、電話、整理ダンスを設置
四人部屋	1 4	3 6 m <sup>2</sup>	洗面台、電話、整理ダンスを設置

(3) 主な設備

設 備	室 数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
食 堂	4	2 7 1 m <sup>2</sup> ( 2.3 m <sup>2</sup> )	
機能訓練室	1	1 2 0 m <sup>2</sup> ( 1 m <sup>2</sup> )	
一般浴室	1	8 4 m <sup>2</sup>	特別浴槽 1 台設置
家族湯	1	1 4 m <sup>2</sup>	
診 察 室	1	1 5 m <sup>2</sup>	
談 話 室	3	6 0 m <sup>2</sup>	
レクリエーション・ルーム	1	3 9 m <sup>2</sup>	
デイルーム	1	8 3 m <sup>2</sup>	
便 所	1 0		ブザー、常夜灯を設置

(4) 通常の送迎の実施地域： 熊本市

5 施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分			
		常勤(人)		非常勤(人)	
		専従	兼務	専従	兼務
施設長	1		1		
医師	1	1			
薬剤師	1		1		
看護職員	9	8	1		
介護職員	24	23	1		
支援相談員	3	3	0		
理学療法士	3	3			
作業療法士					
管理栄養士	1	1			
介護支援専門員	1	1			
調理員、事務員等 その他の従業者	5	5			

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	備考
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）専任	
医師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）専任	
薬剤師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）兼任	
看護職員	日勤（8：30～17：30） 早番（7：00～16：00） 夜勤（16：30～9：30） 遅番（9：00～18：00）	
介護職員	早番①（6：00～15：00） 早番②（7：00～16：00） 遅番①（10：00～19：00） 遅番②（11：00～20：00） 日勤（8：30～17：30） 夜勤（16：30～9：30）	
支援相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	
理学療法士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	
作業療法士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	

## 7 (介護予防) 短期入所療養介護の内容と費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

#### ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 朝食 8:00～ 9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮した食事を提供します
医療・看護	医師により診察を行います。当施設では行えない処置(透析等)や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士、作業療法士により入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 <当施設の保有するリハビリ器具> 歩行器 20台    ホットパック 2台    メドマー 1台 車いす 50台    訓練用階段 1台    プーリー 4台 平行棒 1台    杖(T字) 4本    肋木 1台
入 浴	ご利用の期間中に必要な回数の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回、または必要に応じて実施致します。
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	利用者の心身の状態、ご家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要な場合、送迎を行います。ただし、日曜日と時間外の送迎は実施しておりません

#### イ 費用

原則として料金表の利用料金の1割(記載額)が利用者の負担額となりますが、2割や3割負担になる場合もあります(介護保険法令に則る)ので、「介護保険負担割合証」をご確認下さい。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

○（介護予防）短期入所療養介護費（1日につき）

	1人部屋	2人部屋・4人部屋
要支援1	566円（579円）（632円）	601円（613円）（672円）
要支援2	711円（726円）（778円）	758円（774円）（834円）
要介護1	738円（753円）（819円）	813円（830円）（902円）
要介護2	784円（801円）（893円）	863円（880円）（979円）
要介護3	848円（864円）（958円）	925円（944円）（1044円）
要介護4	901円（918円）（1017円）	977円（997円）（1102円）
要介護5	953円（971円）（1074円）	1031円（1052円）（1161円）

※算定方法は介護保険法令に則る

○各種加算（1日につき）

種 類	利 用 料
送迎加算（片道につき）	184円
個別リハビリ強化加算	240円
認知症ケア加算	76円
夜勤職員配置加算	24円
※1 サービス提供体制強化加算	6～22円
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間を限度）	200円
若年性認知症利用者受入加算1	120円
若年性認知症利用者受入加算2	60円
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円
療養食加算（1日に3回を限度）	8円/回
緊急短期入所受入加算（14日を上限）	90円
緊急時治療管理加算	518円
重度療養管理加算1	120円
重度療養管理加算2	60円
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ、Ⅱ	51円
総合医学管理加算（利用中に7日を限度）	275円
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※1・介護職員の総数のうち介護福祉士80%以上か勤続10年以上介護福祉士35%…22円/日

- ・介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上…18円/日
- ・介護職員の総数のうち介護福祉士50%以上…6円/日
- ・看護介護職員のうち常勤75%以上…6円/日
- ・直接提供する職員のうち勤続7年以上が30%以上…6円/日

○緊急時施設療養費

緊急時治療管理	518円
特定治療	老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、老人保健法第25条第3項に規定する保険医療期間等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔、又は放射線治療（別に厚生大臣が定めるものを除く）を行った場合に、当該診療に係わる老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た点数を算定

○その他の加算（1月につき）

- ・口腔連携強化加算…50円（1月につき1回を限度）
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）…100円
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）…10円

（令和6年5月31日まで）

- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）…算定単位数の2.1%
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）…算定単位数の1.7%
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位の3.9%
- ・介護職員処遇改善加算Ⅱ…所定単位の2.9%
- ・介護職員処遇改善加算Ⅲ…所定単位の1.6%
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算…所定単位の0.8%

（令和6年6月1日以降）

- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）…算定単位数の7.5%
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）…算定単位数の7.1%
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅲ）…算定単位数の5.4%
  
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅳ）…算定単位数の4.4%

（2）介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

○居住費／日

※（ ）内の額は令和6年8月1日より

介護保険負担限度額	1人部屋	2人部屋・4人部屋
第4段階	1668円（1728円）	500円
第3段階①、②	1310円（1370円）	370円（430円）
第2段階	490円（550円）	370円（430円）
第1段階	490円（550円）	0円

※市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された上記負担限度額が、1日の利用者負担額となります。

○食費（1日につき）

介護保険負担限度額	金額
第4段階	朝食：550円 昼食：660円 夕食：770円
第3段階②	1300円/日
第3段階①	1000円/日
第2段階	600円/日
第1段階	300円/日

※市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された上記負担限度額が、1日の利用者負担額となります。

※第1～第3段階に該当する場合は「介護保険負担限度額認定証」が必要となりますので、住民票のある市区町村に申請が必要です

○施設利用料（1日につき）

種 類	内 容	利 用 料
理・美容代	カット	2200円
	カット+顔そり	2750円
	パーマ	5500円
	白髪染め	5500円
	顔そり	1650円
日用消耗品費	石鹸・シャンプー・ペーパータオル・ティッシュペーパー・バスタオル・おしぼり等	150円
教育娯楽費	雑誌・新聞・習字紙・筆・墨汁・折り紙・画用紙・クレヨン・風船・輪投げ等	150円
特別室料	電気コンロ、冷蔵庫、応接セット、トイレ、洗面台、電話、整理タンス	1650円
個室料	応接セット、トイレ、洗面台、電話、整理タンス	1100円
2人部屋料	洗面台、電話、整理タンス	550円
電気代	コンセント1口につき	55円
レンタルテレビ	レンタル用のテレビを貸し出し（電気代込み）	110円
材料代	生け花	700円～2000円
	料理	200円～1000円
	手芸	200円～1000円
書類関係代	死亡診断書 診断書（裁判所等提出用） その他	3300円
電話代	電話会社の設定金額に準ずる	

○その他短期入所療養介護の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

## 8 利用料等のお支払方法

- ・毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込の 2 方法があります。入所契約時にお選びください。

振込先 熊本銀行白山通り支店

普通預金口座（口座番号：377197）

口座名義：医療法人熊南会 介護老人保健施設 南楓苑

※必ずご利用者のお名前でお振込みください。

※入金確認後、領収証を発行します。

## 9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口責任者 大賀盛和 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話（096-371-5111） 面接（当施設1階相談室） 苦情箱（1階と4階に設置）
------------	---

利用者苦情相談窓口  熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目18番7号 TEL：096-214-1101 FAX：096-214-1105  〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市介護保険課 TEL：096-328-234 熊本市中央区福祉課 高齢福祉係 TEL：096-328-2311
--

## 10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	5個所
	避難階段	3個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	34個所	消火器	27個
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	熊本市消防局中央消防署への届出日：令和 3年 8月13日 防火管理者：西淳亀			

## 1.1 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9:00～20:00 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時を職員に申し出てください（届出書を提出してください）。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
他科受診	受診先で自己負担金が発生する場合があります。
見守り器等の使用	利用者の安全や、事故等の再発防止のため、廊下や居室にカメラやセンサー等の見守り器を設置する場合があります。

## 1.2 お客様へのお願い

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- 被爆者手帳をお持ちの方は、サービス利用の際にはご提示下さい

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者乙	住 所	熊本市中央区南熊本2丁目11番1号	
	事業者(法人)名	医療法人 熊南会	
	事業所名	介護老人保健施設 南楓苑	
	(事業所番号)	4350180073	
	代表者名	恵美 加奈子	印
説明者	職 名	支援相談員	
	氏 名	大賀 盛和	印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者甲	住 所		
	氏 名		印
代理人(選任した場合)	住 所		
	氏 名		印
身元引受人	住 所		
	氏 名		印
連帯保証人	住 所		
	氏 名		印